別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月26日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて

（1）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（2）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260915-253553
46-103-260915-253554
46-103-260915-258573
46-103-260915-273604
46-103-260915-273605
46-103-260921-273608
46-103-260921-273621
46-103-260921-273624
46-103-260921-273625
46-110-260921-272939
46-110-260921-272940
46-110-260921-272961
46-110-260921-272962
46-119-260922-270000
46-119-260922-270046
46-138-260922-274240
46-138-260922-274313
46-138-260922-274365
46-138-260922-274376
46-138-260922-274377

弁明通知書番号
46-138-260922-274378
46-138-260922-274379
46-138-260922-274380
46-138-260922-274391
46-138-260922-274393
46-138-260922-274394

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月27日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて

（1）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（2）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260915-273603
46-103-260918-273586
46-103-260918-273587
46-103-260921-273589
46-103-260921-273590
46-103-260921-273623
46-103-260921-273632
46-103-260924-273561
46-103-260924-273639
46-104-260924-269183
46-107-260921-268569
46-107-260921-273104
46-108-260924-243703
46-110-260918-272938
46-110-260919-272952
46-110-260925-272948
46-117-260924-248352
46-119-260918-014001
46-119-260918-270061
46-119-260923-270051

弁明通知書番号
46-119-260924-014003
46-119-260924-014004
46-119-260924-016001
46-119-260924-016002
46-119-260924-263206
46-119-260924-268240
46-119-260925-014002
46-119-260925-014005
46-119-260925-014006
46-119-260925-016001
46-135-260924-265500
46-136-260918-013003
46-136-260924-010004
46-136-260924-010006
46-136-260925-010003
46-136-260925-010005
46-136-260925-010006
46-136-260925-010007
46-138-260917-274178
46-138-260919-274267

別　添（放置違反金公示納付命令書）　　令和8年10月27日

弁明通知書番号	弁明通知書番号
46-138-260919-274268	
46-138-260919-274269	
46-138-260919-274270	
46-138-260919-274372	
46-138-260920-274374	
46-138-260922-271726	
46-138-260922-274351	
46-138-260923-274395	
46-138-260924-006008	
46-138-260924-006016	
46-138-260924-006018	
46-138-260924-274226	
46-138-260925-006002	
46-138-260925-006006	
46-138-260925-006011	
46-138-260925-274219	

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月28日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260915-271409
46-103-260915-273607
46-103-260921-273633
46-103-260921-273634
46-103-260923-254251
46-103-260924-271410
46-112-260921-271197
46-136-260920-252374
46-137-260921-268993
46-137-260924-268930
46-138-260916-274363
46-138-260921-274276
46-138-260922-274375
46-138-260925-273499
46-138-260925-274218
46-138-260925-274257
46-138-260926-273322
46-138-260926-274328

弁明通知書番号

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月29日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて

（1）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（2）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260921-258530
46-103-260927-273627
46-103-260927-273628
46-103-260927-273640
46-103-260927-273641
46-103-260927-273643
46-107-260825-272463
46-107-260912-273103
46-110-260910-272941
46-110-260927-272963
46-119-260922-270045
46-119-260924-014006
46-124-260920-272018
46-136-260923-248668
46-136-260927-013002

弁明通知書番号

別記様式第三の七（第七条の八関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年10月30日

新潟県公安委員会

（教示）

1　審査請求について
　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
　ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　処分の取消しの訴えについて
（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-110-260928-272949
46-110-260928-272954
46-110-260928-272955
46-110-260928-272981
46-112-260928-271198
46-119-260927-016002
46-119-260927-016003
46-119-260927-016005
46-119-260927-016006
46-119-260927-263207
46-119-260927-270033
46-119-260928-014003
46-119-260928-016001
46-138-260928-006001
46-138-260928-272627
46-138-260928-274258
46-138-260928-274259
46-138-260928-274309
46-138-260928-274310

弁明通知書番号